

アフリカ知的財産ニュースレター 2016年2月号 (Vol.8)

アフリカの一部の特許制度に見られる特異性

工業所有権の保護に関するパリ条約（以下、「パリ条約」という。）や特許協力条約（以下、「PCT」という。）などの国際条約及び制度により、特許保護を得ることは次第に標準化されつつある。この傾向は、世界の他の地域と同様に、アフリカにも該当する。しかし、アフリカは、今でも特許に関する歴史的な特異性を有しており、特許に関する新たな機会も生じている。このような特異性又は機会は、経済的に重要な国々に発生しており、特許権者はそれらについて認識しておくべきである。

<エチオピア>（導入特許）

エチオピアは世界知的所有権機関（以下、「WIPO」という。）加盟国であるが、パリ条約には加盟していないにも関わらず、優先権の主張を認めている。エチオピアは、導入特許に関する規定をいまだに保持しているアフリカ2か国のうちの一つである。この歴史的な遺物については、より工業化した国々又は技術的に進んだ国々に追いつくための最善の道は、導入特許を通じて第三者の技術を実施する準備もしくは能力のある自国民が当該技術を保護するのを認めることだ、と一部の国が考えていた時代に遡る。スペインは1986年に欧州連合に加入するまで、このような導入特許の制度を維持していた。

エチオピアにおいて特許に適用される法律は、発明・小発明・意匠に関する法律（法律第123-1995号）である。同法の第5節の見出しは「導入特許」となっており、同節第18条は以下のように規定している。

「全ての責任を負う利害関係の申し出に従い、外国で特許が付与され、かつ、存続期間が経過していないが、エチオピアでは特許が取得付与されていない発明に対し、導入特許を付与することができる。」

導入特許出願の要件は、通常の発明特許の出願要件とは異なっている。出願人は、導入しようとする外国特許に関する詳細な情報をもれなく提出しなければならない。また、導入特許には一定の制限が存在する。同法同節第20条(1)には以下のような制限が示されている。

「外国特許の権利者が、当該特許と同一の出願を、第11条(2)に規定する1年の期間満了前に行なったとき、導入特許の権利者が、当該発明が実施されていることを証明できなかったとき、又は第21条で要求される年金の支払いをしなかったとき、導入特許は無効とされる。」

（エチオピアがパリ条約に加盟していないにも関わらず、第11条(2)は、実質的に最初の出願から12か月の優先権を定めている）

導入特許の無効化に関する規定も存在する。第20条(2)は以下のように規定している。

「導入特許の無効は、第36条の規定に基づき、利害関係人の請求により裁判所が判断するものとする。」
（第36条は、主題の特許不可能性および発明の記述における開示不十分を理由とした通常の特許の無効化について定めた規定である）

導入特許の有効期間については第21条で扱われている。同条の規定は以下のように規定している。

「導入特許の存続期間は、10年まで延長することができる。権利者は、導入特許付与の3年後から毎年はその発明の実施を証明し、相応の年金を支払う義務を負う。」

導入特許の重要な側面は、外国特許の所有者がエチオピア国内において通常の出願期限よりもかなり有利な条件で保護を取得する機会を与えることである。要件となるのは、外国特許が満了する前に出願を行うことのみである。それゆえ、この限りにおいては、導入特許は外国特許の所有者にとって興味深い機会を提供している。

＜コンゴ民主共和国＞（輸入特許）

コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ」という。）は、WIPOとパリ条約の両方に加入している。コンゴは輸入特許を認めている。歴史をひもとけば、この種の特許はかつてイングランドにおいて採鉱技術、石けん・絹の製造その他の技術を同国にもたらした人々に与えられており、ヴェネツィアのような商業国家も同様の制度を用いていた。

コンゴにおいて特許に関する法は、産業財産に関する法律（法律第82-001号）であり、その第5条は以下のように規定している。

「特許には3つの種類がある：発明特許、輸入特許および改良特許である……輸入特許は、その出願日もしくは優先日において特許権者が既に外国の発明特許を取得していた発明を対象とする特許である。」

輸入特許の新規性について、同法第7条は次のように規定している。

「輸入特許の新規性は、主特許の出願日もしくは優先日の時点で判断されるものとする。」

コンゴにおける特許の有効期間は20年間であり、同法第37条は以下のように規定している。

「輸入特許および改良特許は、当該特許の元となった主特許と同時に失効するものとする。」

輸入特許の主な重要性は、一ないし複数の国で発明特許を取得している企業が、同じ発明について、条約に定める通常の手続期限よりもかなり有利な条件で、コンゴでの特許保護を請求できるという点にある。

＜セントヘレナ＞（英国特許の任意登録）

セントヘレナは、知的財産に関する国際協定のいずれにも加入していない。セントヘレナにおける特許保護は、英国特許又は英国を指定国とする欧州特許の発行日から3年以内に、当該英国特許又は欧州（英国）特許を登録することにより求めることができる。この特許保護は当該特許が存続する限り存続する。

セントヘレナにおける関連法規は、特許（登録）法令1927年第2号、1956年第7号、1989年第2号の第129章である。その第2条は以下のように規定している。

「英国において特許を付与された特許権者もしくは譲渡、相続その他の法の運用により前記特許権者から同人の権利を継承した者は、当該特許の発行日から3年以内に、当該特許をセントヘレナにおいて登録せしめることができる。」

登録に伴い登録証が発行されるが、この登録証の効果は第5条および第6条に規定されている。第5条は以下のように定めている。

「前記の登録証は、セントヘレナの法により定められたすべての条件に従い、英国においてセントヘレナに拡張適用される特許が発行された場合と同様の特権および権利を出願人に与えるものとする。」

第6条は以下のように定めている。

「上記に従って付与される特権および権利は、英国における特許の日付を以て発効し、当該特許が英国内で有効に存続する期間に限って有効に存続するものとする。ただし、セントヘレナにおける登録証の発行日に先立って、特許発明の製造、使用もしくは販売に関して侵害訴訟の企図が存在しないことを条件とする。」

＜スワジランド＞（英国特許の自動的拡張および南アフリカ特許の任意登録）

スワジランドはWIPO、パリ条約、PCT およびアフリカ広域知的財産機関（以下、「ARIPO」という。）に加入しているが、PCT 又は ARIPO に対応するための法改正はまだ実現していない。

英国特許又は欧州（英国）特許はスワジランドに自動的に拡張されるため、再登録の必要はない。スワジランドにおける特許は英国特許と同時に失効する。英国特許又は欧州（英国）特許を持たない者には、南アフリカ特許の再登録という選択肢もある。スワジランドにおける特許は、南アフリカ特許の有効期間を通じて有効に存続する。関連法規は特許・意匠・商標法（1936年）である。

同法第II部の第3条は、「スワジランドにおける英国特許所有者の保護」という見出しの下に以下のように規定している。

「本法第II部に従い、英国において同国の特許関連法に基づき付与された特許登録上の所有者は、本法の施行日以降、スワジランドにおいて、英国において付与された特許がスワジランドへの拡張適用を前提として付与された場合と同様の特権および権利を享受するものとする。」

第III部の第7条および第8条は、それぞれ以下のように規定している。

「南アフリカ特許の登録を求める権利

第7条 (1) 南アフリカ共和国の特許関連法に基づき特許所有者として同国の特許登録簿に記載されている者は、本法の登録官に対し登録申請を行い、南アフリカにおける登録の証拠を提出し、所定の手数料を支払うことを条件として、本法第6条に基づき保管される南アフリカ特許の登録簿に自らの名を登録することができる。

(2) 本条(1)項に従った名称の登録に伴い、登録官は関係者に登録証を発行するものとする。」

南アフリカ特許の登録の効果

第8条 第6条に基づき登録された者は、自らの登録に関係する特許登録が南アフリカにおいて有効である限り、また同人が当該特許の所有者である限り、当該特許登録が南アフリカ国内で同人に与え又は課すものと同様の権利および特権を享受し、同様の責務、義務もしくは条件に服するものとする。」

＜モロッコ＞（欧州特許の認証）

モロッコは、WIPO、パリ条約およびPCTに加入している。近年、モロッコは欧州特許庁（以下、「EPO」という。）との重要な協定に署名した。

モロッコは、欧州圏外の国としては初めて、EPOとの認証協定を自国内で発効する国となった。同国はまた、アフリカにおいて欧州特許の認証（有効化）を可能にした最初の国でもある。ただし、この協定はモロッコがEPOに係る加盟国となることを意味しない。EPOとモロッコ産業商業財産権庁（OMPIC）の間で交わされた協定は、欧州特許の認証を許可するものである。その結果、2015年3月1日以降、欧州特許出願においてモロッコを指定国とすることが可能になった。

欧州特許出願は自動的にモロッコにおける認証請求を含むものと見なされ、出願人が認証に必要な手数料を期限内に EPO に納付しなかった場合に限り、前記の認証請求は取り下げられたものと見なされる。手数料の納付期限は、指定手数料および拡張手数料の納付期限と同じく、欧州調査報告書の公開日から 6 か月以内又は PCT 段階から欧州段階への移行に必要な行為について定められた期限内とされる。

欧州特許の付与後、モロッコにおける認証を完了するためには別段の手続が必要になる。公定の認証料および特許付与されたクレームのアラビア語訳又はフランス語訳が OMPIC に提出されなければならない——モロッコにおいて国内特許を直接出願する場合に要求される願書全文の翻訳までは必要ない。クレームのフランス語訳は EPO の特許付与手続の一部としてすでに提出されているはずであるから、追加の翻訳費用は全く発生しないことになる。

<チュニジア> (欧州特許認証の提案)

チュニジア標準化・産業財産庁 (INNORPI) は、2014 年 7 月 3 日付で EPO との協定に署名した。この協定は、チュニジアにおける欧州特許の認証を許可するものである。

付与された欧州特許の認証を可能するとともに (必要に応じて) 同国の特許法と欧州特許条約 (EPC) との整合性を確保するため、チュニジアはかねてから国内法の改正を進めてきたが、この改正が実現し次第、EPO との協定は批准される見通しであるが、チュニジア国内での同協定の批准がいつになるかは不明である。同協定が批准された暁には、チュニジアは EPC の認証国となる。認証国とは、EPC の締約国ではないが請求に応じて欧州特許を認めている国をいう。従って、チュニジアで認証された欧州特許は、チュニジア特許法に基づき付与された特許と同じ法的地位を獲得することになる。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター2016年2月号 (Vol.8)

[著者]

Spoor & Fisher

Wayne Meiring

spoor • fisher

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2016年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、特許庁委託事業により、**Spoor & Fisher** が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が内容のチェックと修正を施したものです。また、2016年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。